様式第1号(第	3条関係)
→笠	П



	課長	主幹	主査	担当
沙				
八级				

北本市子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育施設・事業等利用申請書

** The second se			
申請にあたっての同意事項	令和	年	 日

1 北本市が施設型給付費・地域型給付費等の給付認定等に必要な市民税の情報(同一の世帯に属する者を含む。)及び世帯情報を閲

2	定教育・保育 翌年4月に利 申請について	施設 用を は、	等(児童が利用	承請 は、終 認定	塔(若 合付 ごしま	しくは内定)と 認定事務が集 ミす。	なっ	た施設 審査等	のみ)に打 ≨に日時を	是示す	ること	こに同	意しま	ます。	ドに給付認定に関する情			
(申	請先)北本	市長	- 次の	とお	り施	設型給付費·	地域	型給付	費に係る	給付認	思定及	及びが	拖設利,	用の申				
(1)	利用希望期間	ş	2和 年		月	日から] 小学]		前まで 月	(地: 日:		保育	事業等	等は卒園まで)			
)保育の希望 ずれかを()で囲む)		A 保育施設	でほ	R 育	の利用を希望	望(幺	か稚園	等との併	願の場	易合?	を含む	じ。)	В	希望しない(教育での)利用等)		
(2)	でAの場合に記入	利力	用時間 時		分へ	, 時 分	利	用区分	□ 6	呆育標	準田	計間	(11時	間まて	ぐ)□保育短時間(8	時間まで)		
	フリ 氏	ガナ 名						児童との続柄	住所	(保護者	1と同	じ場合に	は、同上と	:記入)	電話番-	号		
	達者1 ^{2022年} ^{義務者}														携帯: 自宅:			
保護	養者2														携带:自宅:			
* (2		车病	r、保育を必要。 · 負傷·障害 その他 ⑦就:	③同	居籍	現族の介護・	看護	4)災			ださ	い。						
		1					6	6						11				
)希望施設	2					7	,						12				
入	希望の順番で記してください。	3					8	8			1							
翟	見学した施設の 番号を〇で囲ん でください。	4					9	9						14	•			
		5					10			15				15				
申詞	請児童の家	庭	の状況					,										
区分		フリナ モ	 iナ 名		童と 売柄		生年.			障害者 手帳等	居住	生計	課税の 有無	要介護認定の	職業(学校名等)	備考		
申請				性	男	 年	個人	番号 月	日	の有無	/	/		有無				
児童					女	<u> </u>		-		- 有・無								
						年		月	日	有・無	同居		有・無	有・無				
保						 年		 月	日			分離同一				+		
護者				-	•	-		-	Н	有・無	· 別居	分離	有・無	有・無				
1				-		年		月	日	有・無	同居	同一	有·無	有・無				
保 護						-		-			別居	分離同一						
者				-		年		月 <u>-</u>	日	有・無	同居 ・ 別居		有・無	有・無				
2					年 月 日			日		同居	分離同一				+			
含 む						-		_		有・無	別居	分離	有・無	有・無				
				-	Ţ	年		月	日	有・無	同居	同一 .	有·無	有・無				
			非該当 · □	7ハン	・1) 組	- 家庭 · □	た き	= P.W. 9k.(別居	分離						
ひとり	り親への該当		升級日 □ □ □ 発生年月日:						別居 ·	失踪	. 離	婚調			籍 ・ その他()		

〈施設記入欄(施設を経由して北本市に提出する場合)〉 ※申請者による記入は不要です。

	施設名					電話番号				
受付年月日	弇	F	月	日	利用契約(内定)の有無	有(契約·	内定(年	月	日契約(内定)) · 無

年 月 日保護開始)· 申請中

支給認定証の

発行を希望

入力	確認1	確認2
	入力	入力 確認1

適用なし・ 適用あり(

生活保護の状況

保育の状況、利用希望時間、児童の状況

この面の写しを、市から利用承諾の施設へ送付します。 また、利用決定の際における確認のために、市または施設より電話等で問い合わせをさせていただく場合があります。

氏名(自署)

児童との続柄()

申請児童に関して市や施設からの問合せにお答えいただける方がご記入ください。

	<u>携帯</u>	電話番号:												
	児童	童 氏名							年	月	日生 (万	歳児クラ	ス希望)
			自宅~	で保育(遁				祖			・その他)
				三以外で 保育 日)	名称(北本市申請者	呆育所 市から保育認 者以外の事情	定を受けて (閉園、2点	利用中歳まで急	, 等)により利用	設) 入園 できなで	その他 ・ その他	乙 ((令和 ^当 (月ま	年 で利用可) .してください	
		利用日(C	で囲む)	利用時	間	主な送	迎者	保護	養者の通勤	助所要	時間(分)(通 ⁹	学も含む)	自宅と勤務を	たの移動手段
利用	月希望	月・火・水	· 木 · 金		ij	きり:		保護者	† 1 :	自宅	₩勤務地(片記	道 分)		
ほ	持間	土		~	边	迎え: 送り: 迎え:		保護者	1 2:	自宅	∰務地(片達	道 分)		
	① /	東状態	Ė	· 艮好 · 普達	面 . 庄	弱	"			中日	上時体重			G
		本発達状況 本発達状況		: (ハ・ :), ·			マい・	おる	シン (首			· 始歩	歳	g か月)
		本先達状況 語発達状況		(V) · ,3, =						9 17) 4.)1	×10 '7	ДΧ	4.11.)
	(クーイ	イングや喃語を1	含 ク・	・ ーイング:「.	あー」「 ⁻	うー」など:	母音中心の	の単音	`	≀on → A	1			
	<u>む)</u> ④排1	ナつ		^{語(なんご)} ∧とりで可							わさった発尸			
			食								 レギーに関する	る確認表」	<u></u> を提出して	ください。
	⑤アレ	ルギー(現状)	の他アレ)
	6 4	 1 か 月 検		· 受診 ·						(指導	[内容]			·
児	検 1	一歳6か月根	食診 オ	未受診 ・問題なし ・指導あり										
童	歴 3	3 歳 児 検	診オ	未受診 ・ 問題なし ・ 指導あり										
		耳	ī	三常 ・ 異位	常 ()		眼	正常	· 異常 ()
の健	⑦ 医療 歴	ひきつけ、けい	n 4.		(1回目 熱性けい	歳 いれん・		. •	その後 きつけ!	-	回) lん その	他 ()
康		てんか		乗・有						ご記え	入ください	·。)		
	8言	葉や発達の	ことで	相談や指導	尊を受!	けたこと	があり	ます	か?)
状況		ない・こ												
況		在定期的に			ころはる	あります	か?							
	7	ない・こ	ある⇒											
				服薬:					歳	か	月・1日	回	服薬中)	
		までに大き				とがあり	ますか	?		, ,	~ 适	歳	ジ フ	
	<i>'</i>	ない・ こ	めるマ			. 卢以		い、広	炒 社 上	()	つ頃		- 0	
	0 7	の	ルイル			: 完治		-	継 統 中					
		の他、集団		P () ()	になこと	とかめり	まりか)
		ない・ さ	ある⇒ 	<u> </u>										J
		①ミルク		飲まない		ミルク	-	·乳	混合					
食事		②離乳食 ③麦茶		非該当飲める		<u>期</u> めない	中期	・キャ	<u>後期</u> たこと;		完了期			
争の				飲める		めない			たこと					
状		⑤牛乳		飲める		めない			たこと					
況		⑥偏食		ない		(具体的)
		⑦食べ方		食べさせ	ている	手	- づかみ		スプ・	ーン・	フォーク	は	L	

【特記事項】児童の健康や食事の状況、その他特記事項がありましたら記入ください。

児童名

預ける:

□親族(

□その他(

□他の保育施設(

□職場に連れて行く

)

)

* 利用開始できなかった児童の保育方法

預ける:

□親族(

□その他(

□他の保育施設(

□職場に連れて行く

児童名

保育利用に関する重要事項の確認

提出用

◎必ず内容を確認いただき、保護者の署名をお願いします。

	1	提出された書類は返却できません。写しが必要な場合はご自身でコピーしてからご提出ください。 なお、必要により、事業者への問合わせ、および保育施設へ情報の提供をする場合があります。
	2	世帯の状況に、同一住所(方書)居住者、同一生計者のいずれについても、すべて記入済み。 同一生計者については、生計を一つにしている、別居の方も含まれます。
提出書類	3	就労(予定を含む)での申請の場合は、次のとおりの取扱いとなります。 「証明日」、「記入者連絡先」が未記載の場合や、就労者による作成の場合無効となります。 当初作成内容からの変更は、就労先からの承諾がある場合に限り有効です。 市より記入内容について、事業所へ問い合わせ、内容を確認する場合があります。 <u>故意の不正として確認された場合、認定が取り消され、翌月末日の退所となります。</u> 不正な書面の提出は、刑法第157条及び159条等の規定により懲役刑に該当する可能性があります。
類	4	別住所に同一生計者がいる場合は、住民票のほか、仕送りの状況等、生計の同一を確認できる書類を提出している。
	5	同一住所(方書)居住者において、同居に該当する方が含まれる場合は、確認のための書類 (住宅が完全に分離している、光熱費の負担が分かれている等)を提出済み。
	6	次の施設を利用している児童がいる場合は、申請書に児童名を記入し、④~⑥を施設等利用給付認定を受けずに利用の場合は、在園証明書を提出している。 ①保育園、②認定こども園、③地域型保育事業所、④幼稚園、⑤特別支援学校幼稚部、⑥企業主導型保育事業 ⑦児童発達支援、⑧医療型児童発達支援、⑨居宅訪問型児童発達支援、⑩児童心理治療施設
	1	利用調整(入所選考)は受付期間内に提出された書類で審査します。必要な書類を全てそろえ、余裕を持って受付期間内に提出して下さい。受付期間後に提出された書類は、次回以降の利用調整対象となります。
曲		

	1	利用調整(入所選考)は受付期間内に提出された書類で審査します。必要な書類を全てそろえ、余裕を持って受付期間内に提出して下さい。受付期間後に提出された書類は、次回以降の利用調整対象となります。
申請時に	2	利用者負担額の決定にあたり、必要があるときは、保護者及び同一居住者の市町村民税の課税状況について、関係する担当課またはその他官公署に対し、照会することがあります。(市民税が未申告の場合、利用者負担額は最高額で決定されます。)
における留意事	ナる 3 意	利用承諾書の受領後は、速やかにお子様と訪問し、利用時における条件の詳細、アレルギー対応や、施設でのお子様の利用における支障の有無を確認してください。 条件が希望に一致しないことによる辞退のほか、お子様の受入に支障が確認され受入不可となった場合でも、他の施設へ変更できず、希望施設変更の届出が提出された場合、次の利用調整からの対象となります。 また、利用開始日までに希望施設変更の届出がない場合は、利用者負担額を納めていただくことになります。
項	4	北本市外の保育施設を希望する場合は、申請締切日(希望先自治体での締切日)、必要書類、受入の制限等を、事前に希望先自治体への確認が必要です。 利用調整は希望先の自治体が行うため、北本市と同じ手続では対象外となることがあります。

利	1	利用開始、転園時には「ならし保育」のため、利用時間が限定されます。
用開	2	利用者負担額の変更は、事由が生じた翌月以降かつ、事由が確認された年度内の月分について適用します。
始後におい	3	利用者負担額は、毎月1日現在で在籍している方に納めていただきます。 利用辞退(退所)する場合には、必ず『利用辞退届』を保育担当へ提出して下さい。 提出がない場合にはその月の利用者負担額を納めていただくことになります。
ける留意	4	育児休業復帰を理由による申請では、復帰後、復職年月日の記入された就労証明書を速やかに提出してください。 期日までに復帰できない場合は、退所となります。
事項	5	就労による利用では、認定事由により必要とされる時間に利用が限られます。 お子様を迎えに行く前の買い物等、就労や通勤以外の要件による利用は対象外です。

【注意】利用開始時において、申請時と異なる状況になった場合、認定が取り消される場合があります。 上記すべての事項及び北本市保育施設利用案内について、了承のうえ申請します。

令和 年 月 日

保護者署名